

5 路外駐車場編

①路外駐車場車椅子使用者用駐車施設

【基本的考え方】

路外駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を設置する必要がある。また、障害者自身が運転する場合と、同乗する場合とがあり、いずれの場合でも安全に支障なく利用できるような構造とする必要がある。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 路外駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」という。)を1以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- (2) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - ア 幅は、350センチメートル以上とすること。
 - イ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示を行うとともに、当該路外駐車場車椅子使用者用駐車施設への経路について誘導標示を行うこと。
 - ウ 次の項(2)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

■整備基準の解説

幅	● 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を1以上設ける。 ● 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、自動車のドアを全開した状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅は、普通車用駐車スペースに、車椅子が転回でき、介助者が横に付き添えるスペース（幅140cm以上）を見込んだものである。
位置	● 路外駐車場の出入口にできるだけ近い位置に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を設ける。
標示	● 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、一般用駐車スペースと区分するため、駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示し、付近に標識を設けることとし、これらは運転席からも判別できる大きさとする。（路外駐車場車椅子使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に考慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。）
案内表示	● 路外駐車場の入口には、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かるように標識を設け、駐車場の入口から路外駐車場車椅子使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設ける。
その他の注意事項	● 発券所等は、曲がり角や傾斜部分に設けないように計画する。 ● 機械式駐車場など特殊な装置を用いる路外駐車場にあっては、機械式駐車場とは別に路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を設ける。

■望ましい整備

その他の 注意事項	◎ 車体スペースの両側にはそれぞれ幅 140cm 以上の乗降用スペースを設ける。 ◎ 路外駐車場車椅子利用者用駐車施設から路外駐車場出入口への通路に屋根又はひさしを設ける。 ◎ 見通しの悪い箇所には、ミラーを設ける。 ◎ 路外駐車場車椅子利用者用駐車施設の数、建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」の「③駐車場」の努力基準を準用する。 ◎ 非常時に係員を呼び出せる設備等を設ける。	
--------------	---	--

◆ソフト面の工夫

	◎ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう誘導員や警備員を配置し、車椅子使用者等に対する案内や巡回時の声掛けを行うことや、カラーコーン等を置いて、利用者が来たときに移動するなどの人的対応も有効である。ただし、カラーコーン等を置く場合は、すぐに移動できる人員体制の整備が必要である。	
--	--	--

②路外駐車場移動等円滑化経路

【基本的考え方】

高齢者、障害者等が円滑に利用することができるように、路外駐車場車椅子利用者用駐車施設から道等までの経路のうち1以上の経路を、段差がなく通行しやすい幅とした経路とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 路外駐車場車椅子利用者用駐車施設から道等までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。
- (2) 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
 - ア 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
 - イ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。
 - ウ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
 - (ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。
 - (イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
 - エ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。
 - (ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
 - (イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
 - (ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。
 - (エ) 手すりを設けること。

■整備基準の解説

有効幅	● 路外駐車場の出入口の有効幅は、85cm 以上とする。 ● 路外駐車場車椅子利用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の有効幅は、車椅子使用者と人が最低限行き違ふことができ、松葉づえ使用者が円滑に通行できる120cm 以上を確保することが必要である。	
通路面	● 雨掛りによる濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 ● アプローチの通路面には、原則として排水溝などは設けない。やむを得ず設ける場合は、溝蓋を設け、仕上げ、溝の間隔等は車椅子使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。車椅子のキャスターや杖の落ち込みは、動かなくなるだけでなく、転倒の危険もある。	
段差の禁止	● 路外駐車場移動等円滑化経路上には、階段や段差を設けないことが原則となる。そのため、やむを得ず段差が生じる場合には、整備基準を満たした傾斜路を必ず併設する必要がある。	

■望ましい整備

出入口	◎ 路外駐車場の出入口の有効幅は 90cm 以上とする。	
通路	◎ 路外駐車場移動等円滑化経路の有効幅は 140cm 以上とする。	
傾斜路	◎ 建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」の「⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」の望ましい基準を準用する。	

